

「県立高等学校での外国人生徒等受入れ体制構築に向けた実態調査」 業務委託仕様書

1 事業の目的

県立高等学校において、日本語の理解が十分でない外国人生徒等（以下、「生徒」という。）の受入れ体制構築に向け、県立高等学校の実態調査を実施する。併せて、保護者対応が喫緊の課題となっているため、保護者向け「高校生活ガイド」を作成する。

2 業務名

「県立高等学校での外国人生徒等受入れ体制構築に向けた実態調査」業務委託

3 委託期間

- ・契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

委託業務の内容は、次の（１）～（３）のとおりとし、本仕様書の内容以外に県立高等学校の外国人生徒等受入れ体制構築に向けた実態調査に向け、効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

（１）生徒対応等に関する実態調査

ア 受託者は、県立高等学校に対して質問紙調査を実施する。

①調査対象：すべての県立高等学校

（全日制118校、定時制16校、通信制1校）

②調査方法：Web回答

③調査期間：令和7年9月～12月

④調査内容：生徒の実態について

- ・基本属性（国籍、年齢、来日の時期、出身国、成育歴、在留の種類等）
- ・学習の状況（日本語の力、基礎学力、母語の力等）
- ・学校生活の状況（友人関係、環境への適応の程度等）

イ 受託者は、生徒在籍校担当者に対してヒアリング調査を実施する。

①調査対象：生徒在籍校担当者10名程度

②調査期間：令和7年9月～12月

③調査内容：保護者を含めた多様性への理解、直面する異文化理解への対応等

ウ 受託者は、生徒に対してヒアリング調査を実施する。

- ①調査対象：生徒 10 名程度
- ②調査期間：令和 7 年 9 月～12 月
- ③調査内容：初期の受入れ、学校への適応、文化的な違いから生じる違和感、葛藤、日本語での学習、コミュニケーション、進学等

エ 受託者は、保護者に対してヒアリング調査を実施する。

- ①調査対象：生徒の保護者 10 名程度
- ②調査期間：令和 7 年 9 月～12 月
- ③調査内容：日本の学校制度への理解の程度、子供とのコミュニケーションの取り方、日本への適応度、教育観、日本人との接触・交流の頻度

オ 受託者は、ア～エの調査結果を基に、生徒に影響を及ぼす複合的要因を分析し、導き出された課題と生徒の適切な対応方法について、報告書にまとめて委託者に提供する。報告書は、専門用語を避け、現場の教員が理解できるように配慮する。

カ 受託者は、報告書の内容を令和 8 年度以降、教員研修等で活用できるようにプレゼンテーション資料にまとめて、委託者に令和 8 年 3 月 31 日までに提供する。プレゼンテーションの内容や音声の有無等、詳細については、事前に委託者と協議の上、その指示に従って作成する。

キ 調査で取得したローデータを、令和 8 年 3 月 31 日までに委託者に電子データにて提供する。

(2) その他

ア 受託者は、日本語の理解が十分でない保護者に対して、「高校生活ガイド」を作成する。高校生活ガイドには、学校生活のきまりや 1 日の流れ、行事、家庭で用意する物等を記載する。

イ 高校生活ガイドは、文化的・言語的な違いを配慮し、保護者にとって理解しやすいレイアウトやフォントで作成する。

ウ 高校生活ガイドは、多言語版に翻訳して作成する。言語の種類は日本語も含め、10 言語程度とし、調査結果を踏まえ、委託者と協議の上、決定する。

(日本語、英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語等)

エ 作成した高校生活ガイドを委託者に令和 8 年 3 月 31 日までに電子データで提供する。

(3) 業務を遂行する上での連絡・調整関係

5 関係書類の提出

(1) 業務実施に関する各種報告

受託者は、以下の報告書等を委託者に提出する。なお、報告事項及び報告書類に関する様式は、契約締結後、委託者と受託者との協議により定める。

ア 生徒の対応に関する実態調査報告書

業務完了後、速やかに報告書を提出

イ 高校生活ガイド作成業務完了報告書 1部

業務完了後、速やかに報告書を提出

(2) その他

受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し提出するものとする。

6 請求及び支払い

委託料は、委託期間終了後に完了検査を実施し、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議及び文書による申請・承認により業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした被害を含む。）は、受託者の責任で処理すること。また、受注業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(4) 著作権に関する配慮

提供される報告書等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(5) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、委託者に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存作成物については権利を留保するものとし、この場合、委託者は使用許諾を与えられたこととする。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等を行う場合がある。
- (2) 業務内容を遂行する上で必要な技術支援の研修は、事前に受託者が責任を持って行うこと。
- (3) ヒアリング調査に係る生徒在籍校担当者、生徒、保護者については、実態調査の結果を踏まえ、受託者と協議の上、委託者が選定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。